

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

一般財団法人大阪市私立保育連盟の退職制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の拠出に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。また、一般財団法人大阪市私立保育連盟の退職制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第一号第三様式、第一号第三様式)
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第一号第三様式、第一号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 本部拠点（社会福祉事業）
「本部」
 - イ 聖フランシスコ子供寮拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設聖フランシスコ子供寮」
 - ウ 生野フランシスコ学園拠点（社会福祉事業）
「保育所生野フランシスコ学園」
 - エ 自立援助事業拠点（公益事業）
「自立援助事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期末減少額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718		0	507,377,718
建物（基本財産）	531,126,478	0	24,488,616	506,637,862
合計	1,038,504,196	0	24,488,616	1,014,015,580

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718		507,377,718
建物（基本財産）	1,252,663,720	746,025,858	506,637,862
建物（固定資産）	37,225,262	15,995,196	21,230,066
構築物	75,938,237	61,204,383	14,733,854
車輛運搬具	6,704,244	4,522,194	2,182,050
器具・備品	56,166,472	46,640,447	9,526,025
合計	1,936,075,653	874,388,078	1,061,687,575

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 関連当事者との取引の内容
該当なし

10. 重要な偶発債務
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・その他の特別収益は資産及び国庫補助金等特別積立金の過年度償却額の見直しに伴う期首価額の訂正であり、拠点毎の内訳は下記のとおりである。

聖フランシスコ子供寮拠点区分 258,077

生野フランシスコ学園拠点区分 736,618

・その他の特別損失は、うち資産及び国庫補助金等特別積立金の過年度償却額の見直しに伴う期首価額の訂正であり、拠点毎の内訳は下記のとおりである。

聖フランシスコ子供寮拠点区分 9,822,518

生野フランシスコ学園拠点区分 1,023,727

計算書類に対する注記(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法
 - (3) 引当金の計上基準
該当なし
2. 採用する退職給付制度
該当なし
3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 自立援助事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は作成しない。
 - (3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は作成しない。
4. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
6. 担保に供している資産
該当なし
7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし
8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
9. 重要な後発事象
該当なし
10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(聖フランシスコ子供寮拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、及び構築物、車両運搬具、器具備品一定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

職員の退職金の拠出に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 聖フランシスコ子供寮拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は作成しない。

(3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は作成しない。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期末減少額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718		0	507,377,718
建物（基本財産）	366,131,331	0	18,231,324	347,900,007
合計	873,509,049	0	18,231,324	855,277,725

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718	0	507,377,718
建物（基本財産）	940,547,741	592,647,734	347,900,007
建物（固定資産）	26,881,262	14,170,532	12,710,730
構築物	49,337,508	41,699,573	7,637,935
車両運搬具	6,704,244	4,522,194	2,182,050
器具・備品	42,391,303	35,618,381	6,772,922
合計	1,573,239,776	688,658,414	884,581,362

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
9. 重要な後発事象
該当なし
10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - ・その他の特別収益258,077は建物及び構築物の過年度償却額の見直しに伴う期首価額の訂正によるもの
 - ・その他の特別損失のうち9,822,518は建物及び国庫補助金等特別積立金の過年度償却額の見直しに伴う期首価額の訂正によるもの

計算書類に対する注記(生野フランススコ学園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物、及び構築物、器具備品一定額法

・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

一般社団法人大阪市私立保育園連盟が実施する大阪社会福祉職員共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

職員の退職金の拠出に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。また一般社団法人大阪市私立保育園連盟が実施する大阪社会福祉職員共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 生野フランススコ学園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期末減少額	当期末残高
建物（基本財産）	164,995,147	0	6,257,292	158,737,855
合計	164,995,147	0	6,257,292	158,737,855

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

※除却資産を除く

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	312,115,979	153,378,124	158,737,855
建物（固定資産）	10,344,000	1,824,664	8,519,336
構築物	26,600,729	19,504,810	7,095,919
器具・備品	13,398,029	10,874,343	2,523,686
合計	362,458,737	185,581,941	176,876,796

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

9. 重要な後発事象
 該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 ○生野フランシスコ学園拠点で計上するその他の特別収益

建物(基)	295,251	可動式庇取付工事の減価償却の額が多かったことによる期首調整
構築物	227,468	正面門扉オートロックの減価償却の額が多かったことによる期首調整
構築物	8,325	プール置き場の減価償却の額が多かったことによる期首調整
建物(固)	167,244	保育室マルチシンクの耐用年数修正による期首調整
器具及び備品	21,663	スチームコンベクションの減価償却の額が多かったことによる期首調整
ソフトウェア	16,667	保育支援システムの減価償却の額が多かったことによる期首調整
(合計)	736,618	

○生野フランシスコ学園拠点で計上するその他の特別損失

建物(基)	291,424	園舎の減価償却費の額が少なかったことによる期首調整
国庫補助金等特別積立金	606,879	園舎の国庫補助金等特別積立金の取崩額が多かったことによる期首調整
構築物	5,487	カーポートの減額償却費が少なかったことによる期首調整
構築物	72,236	空調リニューアル工事の減価償却費が少なかったことによる期首調整
構築物	20,125	園外構整備工事の減価償却費が少なかったことによる期首調整
器具及び備品	10,889	冷凍冷蔵庫の減額償却費が少なかったことによる期首調整
器具及び備品	20	消毒保管庫の減額償却費が少なかったことによる期首調整
国庫補助金等特別積立金	16,667	保育支援システムの国庫補助金等特別積立金の取崩額が多かったことによる期首調整
(合計)	1,023,727	

○固定資産の資産科目を期首で修正

・保育室マルチシンク	器具及び備品	→	建物(固)	490,644
・エレベーター	構築物	→	建物(固)	7,303,500

計算書類に対する注記(自立援助事業拠点区分用)

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法
 - (3) 引当金の計上基準
該当なし
2. 採用する退職給付制度
該当なし
3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

 - (1) 自立援助事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は作成しない。
 - (3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は作成しない。
4. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
6. 担保に供している資産
該当なし
7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具・備品	229,417	143,723	85,694
合計	229,417	143,723	85,694

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
9. 重要な後発事象
該当なし
10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし